

組合速報コロナ 第3報/速報版

2020年3月19日(木) 14時
静岡県消防設備保守点検業
協同組合(理事長 西川和宏)

組合員及び組合関係各位

- 1 改正特措法の概要
- 2 感染者数・死亡者数(最新データ)
- 3 経過

1 改正特措法の概要

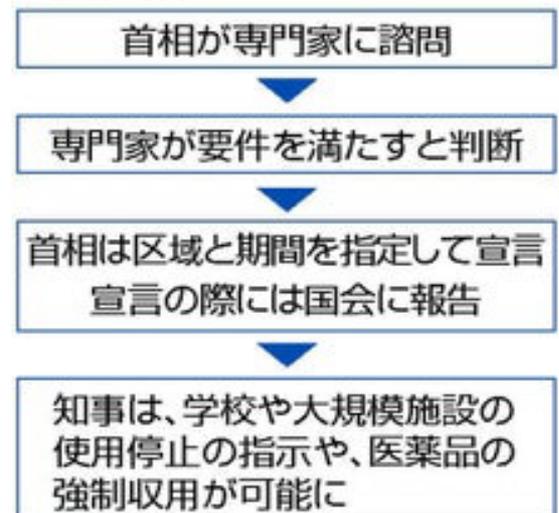
- ・改正「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が3月13日(金)、国会で可決・成立。3月14日(土)に施行された。改正特措法の適用対象に、新型コロナウイルスを加える期間は来年1月31日まで(政令)。
- ・新型コロナウイルス感染症にも、国民の自由や権利の制限につながる「緊急事態宣言」を首相が発令できるようになる。
- ・緊急事態宣言が発令された場合、都道府県知事は外出の自粛や学校の休校、イベント自粛などの要請が可能となる。医薬品や食料などの売り渡しや、医療施設のための土地や建物の強制使用も可能になる。
- ・国会では緊急事態宣言の発令時に国会への事前報告を求める付帯決議が採択された。

※ 上記説明文は東京新聞HP(3/14)を要約、右図は読売新聞HP(3/10)より転載したものです。

改正案の概要

- 施行から最長で2年間、新型コロナウイルスを対象に追加
- 急速な感染拡大時に首相が緊急事態を宣言

緊急事態宣言を出す場合の主な流れ



2 感染者数・死亡者数(最新データ)

- ◎ 国内の発生状況<厚生労働省HP・令和2年3月18日(水)12時現在>
国内感染者873名(うち29名死亡・191名退院) ※ 静岡県/感染者3名
- 国内外の感染者・死者<世界保健機関HP・3月18日(水)18時発表>
感染者191,127名・死者7,807名 ※ 日本829名・死者28名

3 経過

イベント開催は、国が「2週間自粛(2/26)」→「概ね10日間程度自粛継続(3/10)」という経過を経て、本日(3/19)を目途に対策の効果について判断が示されることになっています。

< 3.19(木) イベント開催の自粛等に関する政府方針(予定) >

- 3.18(水) 小学校休業等対応助成金、同支援金の申請受付開始
- 3.18(水) 政府が「生活不安に対応するための緊急措置」を決定
- 3.13(金) 改正特措法の成立(施行は3/14・土)
- ★ 3.12(木) 県内3例目の感染症患者発生を公表(静岡市)

- 3.11(水) 特措法改正案が衆議院内閣委員会で可決
- ★ 3.10(火) 県内2例目の感染症患者発生を公表(静岡県)
- 3.10(火) 政府が「緊急対応策-第2弾-」を決定
- 3.10(火) 安倍総理が発言「3.19(木)を目途に、対策の効果について判断が示される予定。イベント開催は、今後概ね10日間程度はこれまでの取組継続を要請する。」

- 3.01(日) クルーズ船関係者の全員下船完了
- ★ 2.28(金) 県内1例目の感染症患者発生を公表(静岡市)
- 2.28(金) 文部科学省が「小中高校,特別支援学校等を3/2から春休前まで一斉臨時休校」を通知
- 2.26(水),27(木) 安倍首相が「大規模イベントの2週間自粛(2/26)」と「学校の休校要請(2/27)」
- 2.25(火) 政府が「基本方針」を決定
- 2.13(木) 政府が「緊急対応策-第1弾-」を決定
- 1.30(月) 政府が対策本部を設置
- 1.06(月) 厚生労働省が「中国武漢市における原因不明肺炎発生(昨年12月以降)」を報道発表。

※ 内閣官房 http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

※ 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○ 静岡県 <http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19.html>

○ 静岡市 https://www.city.shizuoka.lg.jp/388_000101.html

○ 浜松市 <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/seiei/other/kansensyou.html>